

第 14 号

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年9月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例（平成26年熊本県条例第77号）の一部を次のように改正する。

本則の表NPO法人くまもと未来ネットの項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和2年10月14日から施行する。
- 2 改正前の本則の表の規定は、この条例の施行の日前に同表NPO法人くまもと未来ネットの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

（提案理由）

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として指定されている法人から指定の取消しの申出があったことに伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。